

## 療養給付費等交付金の精算等

全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議

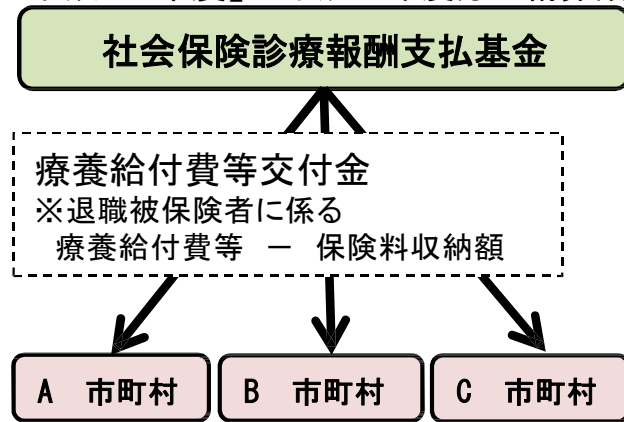
＜国民健康保険分科会＞保険局国民健康保険課説明資料より（平成30年1月30日）

# 療養給付費等交付金の取扱い(平成30年度)

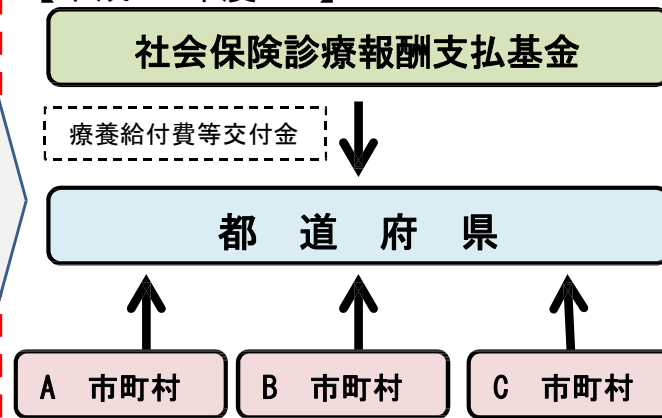
- 平成30年度までは、改正法附則第14条第1項の規定に基づき、従前どおり、**支払基金と市町村との間で、平成29年度分の療養給付費等交付金の調整**を行う。このため、都道府県は、平成29年度分の療養給付費等交付金に係る調整額を納付金に含める必要はない。
- このため、平成30年度分から都道府県に交付される療養給付費等交付金の第5期(9月)の概算交付額との調整を行うことはできず、原則どおり、交付金不足の場合は支払基金から市町村へ不足額を交付し、交付金超過の場合は、市町村が平成29年度に受取済の療養給付費等交付金を支払基金へ還付する(市町村は過去の返還金額を踏まえ予算措置が必要)。
- 平成30年度分の療養給付費等交付金からは、**支払基金と都道府県との間で、交付・調整**を行う。ただし、療養給付費等交付金は、退職被保険者等に係る療養給付費の実績額から、退職被保険者等から収納した保険料額との差額(基準収納割合まで、**保険料額は過年度分を含む。**)を対象として交付されるため、納付金額に満たない分の保険料相当額を一時的に財政安定化基金から貸付金として受けたとしても、必ずしも保険料を財源として返済する必要はないため、**都道府県と市町村との間で、市町村の退職被保険者等に係る保険料収納実績に基づき、翌々年度の納付金額との精算を可能**とする。
- 平成30年度分の療養給付費等交付金が交付金超過の場合の平成31年度における調整は、調整する額が第5期の概算交付額より小額の場合、都道府県から支払基金への申し出により調整することができる。

## ● 療養給付費等交付金(改正法附則第14条、改正国保法附則第7条)

【～平成29年度】※平成29年度分の精算額を含む



【平成30年度～】



	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
交付	A市 B町 C村 ○ ○ ○	A市 B町 C村 ○ ○ ○	A県 ○	A県 ○	A県 ○
調整	(27年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(28年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(29年度分) A市 B町 C村 ○ ○ ○	(30年度分) A県 ○	(31年度分) A県 ○

当該市町村の過去3年平均の収納率(基準収納割合)

全国平均の収納率(平均収納割合)



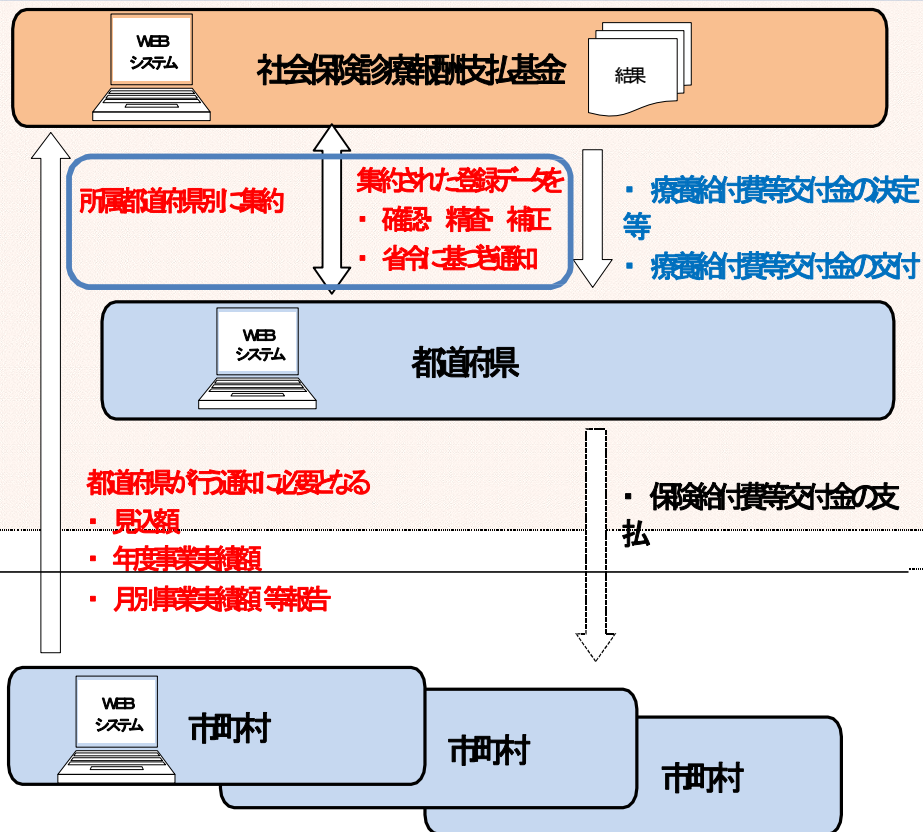
保険料の収納実績が基準収納割合に満たない分は、財政安定化基金の貸付金を活用し、返済に保険料を充てる。

保険料の収納実績が納付金額に満たなくても、基準収納割合までは、療養給付費等交付金が交付されるため、市町村は、納付金の納付のため一時的に財政安定化基金の貸付金を活用したとしても、返済に保険料を充てる必要がない。

# 平成30年度以降の療養給付費等交付金事務について

- 平成29年度までは、市町村と社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」。)との間で当該事務を行ってきたが、平成30年度以降は都道府県と支払基金との間で事務を行うこととなる。【国保法附則第7条、第15条】  
(平成29年度以前分の交付金にかかる精算等事務については、なお従前の例とする。)  
【改正法附則第14条】
- 都道府県は、平成30年度以降、新たに、市町村から退職被保険者等にかかる各種データの報告を受け、それを集約・確認し、支払基金に報告する事務が発生する。このため、市町村の報告期限は現行より早まるが、退職被保険者等数が減少することを考慮して、スケジュールを設定。※人数は対前年度で、29年度約3割減、30年度約6割減、31年度約8割減、で推移する見込み。市町村においては、制度上、これまでの支払基金との間の事務が都道府県に置き換わることになるが、実務上は支払基金のWEBシステムに報告データを登録する。

平成30年度以降の療養給付費等交付金事務の流れ



◎ 都道府県が行う集計作業において、効率的な事務が行えるよう、既存の仕組みを利用して、

- ① 市町村は、従前通り、支払基金のWEBシステムを活用し、報告データを登録
- ② 支払基金のシステム上で、市町村の登録データを都道府県別に集約
- ③ 都道府県は、集約された登録データを確認・精査・補正し、WEBシステムにより支払基金に通知

上記の対応ができるよう省令等を改正予定。(療養給付費等交付金は、支払基金から都道府県に交付。)

※左記青枠内の集計業務をこれまでどおり支払基金が行い、支払基金から集計結果の提供を受けることで都道府県事務の効率化を図る。

・ 支払基金は、支払基金が定めた登録期限までに登録のあった市町村データ分の集計業務を行い、都道府県に情報提供する

◎ 都道府県においては、管内市町村が支払基金の定めた登録期限までに提出するよう指導いただく必要がある。

・ 都道府県は、その集計結果を確認・精査・(修正)し、支払基金に通知





# 退職被保険者等に係る国保事業費納付金の市町村別精算方法

- 療養給付費等交付金は、退職被保険者等に係る療養給付費の実績額から、退職被保険者等から収納した保険料額との差額が交付されるため、退職被保険者等に係る国保事業費納付金分は、当該市町村の療養給付費実績及び保険料収納実績に基づき、翌々年度の納付金額との精算を可能としている。
- 退職被保険者等に係る納付金の精算方法については、翌々年度の納付金に関わらず、以下のいずれのケースも考えられるため、都道府県と市町村の協議により決定する必要がある。なお、一般被保険者に係る納付金に加減算することはできないことに留意。

## ●平成30年度における退職被保険者等に係る国保事業費納付金の個別精算方法(例)

国保事業費納付金<保険料収納見込額の場合等 ＝療養給付費等交付金が減少	国保事業費納付金>保険料収納見込額の場合等 ＝療養給付費等交付金が増加
<p>保険料収納見込額の増加等に伴う支払基金による変更算定により、年度途中で療養給付費等交付金の減額補正を行うことが基本。</p> <p>①都道府県は、対象市町村の国保事業費納付金を年度途中(30年度又は31年度)に増額補正し、保険料収納(見込)額に合わせる。</p> <p>②療養給付費等交付金の減少による収入不足額分については、都道府県が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度(平成30年度)に財政安定化基金を取り崩して補填、あるいは、</li> <li>・ 一般被保険者に係る納付金の過剰が見込まれる場合には、当該余剰額を流用して補填、等を行い、</li> </ul> <p>取崩相当額等は対象市町村からの徴収金により賄う(基金の貸付に該当せず償還にあたらぬ)。</p>	<p>保険料収納見込額の減少等に伴う支払基金による変更算定により、年度途中で療養給付費等交付金の増額補正を行うことが基本。</p> <p>①都道府県は、対象市町村の国保事業費納付金を年度途中(30年度又は31年度)に減額補正し、保険料収納(見込)額に合わせる。</p> <p>②都道府県が療養給付費等交付金の増加による収入超過額分を翌年度(平成31年度)に繰越す。</p> <p>当年度(30年度)、当該市町村が、保険料収納不足により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政安定化基金の貸付を受けていた場合には、都道府県が交付金の繰越金を財政安定化基金への償還財源に活用、あるいは、</li> <li>・ 財政調整基金等を活用していた場合には、都道府県が翌々年度(32年度)の対象市町村の国保事業費納付金額を減額、等を行う。</li> </ul>

※ 療養給付費等交付金は、翌年度に交付額を確定し、精算(返還・追加交付)を行う。また、当年度内にも変更算定(4回)を行い、当初概算額の全国合計額の範囲内で、都道府県毎の当初概算額の増減調整を行う。その際、都道府県の増額変更については、他都道府県の減額変更分を財源に充てるため、減額変更額の範囲内での調整となる。なお、都道府県は、市町村毎に退職分に係る納付金の個別精算を行う場合、市町村別の交付額の内訳を把握する必要がある。